

中小企業者等に対する金融の円滑化を図る為の臨時措置に関する法律第4条に基づく措置の実施状況

十勝信用組合

(1) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数および貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

法の施行日(平成21年12月4日)から各期末までの累積件数と累積額を記載しております。

(単位:件・百万円)

(別表1・2)	平成21年 12月末		平成22年 3月末	
	貸付債権の数	貸付債権の額	貸付債権の数	貸付債権の額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数・額	21	198	67	504
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数・額	8	120	22	253
うち、実行に係る貸付債権の数・額	2	7	14	118
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨判断を示した貸付債権の数・額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数・額	0	0	(注1) 5	(注1) 89
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨判断を示した貸付債権の数・額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数・額	6	112	2	43
うち、取り下げに係る貸付債権の数・額	0	0	1	1
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数・額	13	77	45	251
うち、実行に係る貸付債権の数・額	5	34	32	168
うち、謝絶に係る貸付債権の数・額	0	0	(注2) 6	(注2) 31
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数・額	0	0	3	15
うち、審査中の貸付債権の数・額	8	43	7	51
うち、取り下げに係る貸付債権の数・額	0	0	0	0

(※注記) 貸付の条件の変更の申込を受けた貸付債権の数・金額の内、謝絶に係る貸付債権の(注1)5件89百万円、(注2)6件31百万円は貸付の条件の変更申込を受けた日から3ヶ月経過した貸付債権の数・貸付債権の額であります。

(2) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数・貸付債権の額
 [債務者が中小企業者であって、当該中小企業に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]
 法の施行日(平成21年12月4日)から各期末までの累積件数と累積額を記載しております。

(単位: 件・百万円)

(別表3・4)	平成21年 12月末		平成22年 3月末	
	貸付債権の数	貸付債権の額	貸付債権の数	貸付債権の額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数・額	2	37	6	50
うち、実行に係る貸付債権の数・額	0	0	3	11
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数・額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数・額	0	0	(注) 2	(注) 37
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付の条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数・額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数・額	2	37	1	1
うち、取り下げに係る貸付債権の数・額	0	0	0	0

(※注記) 謝絶に係る貸付債権の数(注)の 2件・金額37百万円は貸付の条件の変更申込を受けた日から3ヶ月経過した貸付債権の数・貸付債権の額であります。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図る為の臨時措置に関する法律第5条に基づく措置の実施状況

十勝信用組合

(3) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数・貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

法の施行日(平成21年12月4日)から各期末までの累積件数と累積額を記載しております。

(単位:件・百万円)

(別表5・6)	平成21年 12月末		平成22年 3月末	
	貸付債権の数	貸付債権の額	貸付債権の数	貸付債権の額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数・額	0	0	6	18
うち、実行に係る貸付債権の数・額	0	0	5	12
うち、謝絶に係る貸付債権の数・額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数・額	0	0	1	6
うち、取り下げに係る貸付債権の数・額	0	0	0	0